

佐久市子どもの権利条例（案）に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年2月1日（水）から2月14日（火）までの14日間
- (2) 案の公表方法
 - ア 佐久市議会ホームページへの掲載
 - イ 議会事務局、各支所窓口での閲覧
- (3) 意見募集方法
 - ア 郵送
 - イ 電子メール
 - ウ ファックス
 - エ 直接持参（佐久市議会事務局）

2 意見募集の結果

- (1) 提出された意見 8名23件
- (2) 提出された意見の概要とそれに対する市議会の考え方 別紙のとおり

佐久市子どもの権利条例（案）に対して提出された意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見要旨	議会の考え方
1 条例名	<p>子どもの権利を学ぶ上でもこの条例が市民に浸透されれば良いと思います。</p> <p>子ども家庭庁が4月から発足し表記が平仮名の「こども」となっているので子どもにも分かりやすいひらがなの表記をしたら良いのではないかとおもいます。</p>	<p>昨年に引き続き「こども」の表記について再度協議しました。</p> <p>国のこども基本法が、年齢で区切らず、心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、すべてのこどもの基本的人権を保障するとした理念法であることから、同法の趣旨に基づいて制定する佐久市の条例においても「こども」と表記することにしました。</p>
2 条例名	<p>日本でもこどもの日の祝日があり、このこどもの日はこどもの人格を尊重し、こどもの幸福を考える日として、母に感謝する日となっています。</p> <p>子どもの権利条例の内容と同じだと思うので、ひらがなのこどもの権利条例で統一した方がよいと思います。</p>	
3 前文 第6条 第8条	<p>まず、子どもの権利に対してその必要性を感じ、条約として明文化してくださることを喜ばしく思います。</p> <p>特に前文「子どもの最善の利益を尊重するまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。」</p> <p>第3条一項「子どもを権利の主体として尊重すること」</p> <p>これらは基本であり、最大限尊重されるべきものだと思うので、そこが明文化されることは重要だと思います。</p> <p>ただ、前文にある「私たちの願いは、子どもがふるさと佐久市を愛する心を育み生き生きと育つことです」この一文とそれに伴う地域活動への参加を前提とした</p> <p>第6条「2 市民は、子どもが地域社会の取組に参加できるよう、子どもが理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝え、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。」</p> <p>第8条「市は、子どもの意見を尊重し、子どもが地域社会に参加できるよう支援に努めるものとする。」これらは不要であると考えます。</p> <p>以下理由です。</p>	<p>我々が佐久市において、こどもの権利に関する条例を制定したいと思った契機は、児童相談所や児童養護施設で意見交換をする中で、子育て家庭を孤立させないで地域全体でこどもを宝として育てたいと感じたことです。</p> <p>そういった経緯から、前文にはこの条例制定への思いをこめました。ふるさとを愛する心を持ってほしいというのは、我々の希望です。こどもたちが大人になったときに、佐久市を、またそこに関わりのあるこどもを大切に作る心に繋がってほしいという願いです。</p> <p>言うまでもなく佐久市を愛するかどうかはこども自身が決めることです。こどもたちが佐久市を愛せるように大人が努力し、大人の役割として自覚するためにも、前文に記載しました。</p> <p>また、地域という言葉も、国や県などの広い範囲ではなく、佐久市の身近な社会でこどもの成長と一緒に支えたいとの思いから、あえて地域社会という言葉を使っています。</p>

	<p>子どもの権利を尊重するのに「われわれ」（誰？大人？）の願いは必要ありません。</p> <p>なぜならば尊重は無条件でされるべきものだからです。願いを叶えるために尊重されるものではありません。佐久市を愛するかどうかは子どもが決めることです。</p> <p>愛するかどうかは我々大人にかかっています。そのことを大人が自覚するためにも、子どもの権利条約には必要ないと考えます。</p> <p>まだ、地域社会という言葉が散見されますが、私はここから地域を取った「社会」だけで十分だと考えます。学校も社会、家族も社会です。なにも地域に限定する必要はないのではないのでしょうか？地域社会を多用することで、佐久市を愛してほしいという大人の思惑が透けて見えるようで、これらの条文には疑問を投げかけたいと思います。</p>	
<p>4 前文</p>	<p>佐久市子どもの権利条例(案)</p> <p>私たちの住む佐久市は、緑豊かな山々からの清流が田園地帯を潤し、爽やかな高原の風が吹く、心自然豊かな人々が暮らすまちです。</p> <p>このまちで暮らす子どもたちは、佐久市の宝です。また、すべての子どもたちは、あり、希望であり、一人ひとりが基本的人権が保障されるを持ち、多様な個性と可能性にあふれたを持ったかけがえのない存在です。私たちの願いは、子どもがふるさと佐久市を愛する心を育み生き生きと育つことです。</p> <p>市民全体で、子どもの持つ権利を十分に理解し、尊重しすることによって、子どもを誰一人取り残さずに、まち全体で子どもの健やかな成長を支え、子どもの最善の利益を尊重す子どもも大人も一人ひとりが持つ権利を大切にし、お互いがお互いを認め合いみんなが幸せに暮らせるまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。</p> <p>*最初の一文において、清流や高原の風＝心が豊かな人の関係性において</p>	<p>前文については、今まで表現方法も含め協議を進めてきたものとなりますので、現在の（案）のままとします。</p> <p>前文には条例制定の理由がわかるように、我々大人の思いを書いています。</p> <p>また、「こども」を広く捉えられるように、限定した定義づけはあえてしていませんが、本条例は佐久市で制定することから、おのずと佐久市に何らかの関わりがある、こどもが対象になります。</p>

	<p>日本語に違和感がありましたので、修正の提案を加えています。</p> <p>*大人からの「願い」や「希望」という言葉は、大人目線の勝手な願望であることを自覚し、あくまでも「子どもが主体である」ことが大切にされている前文としてください。</p> <p>*前文なので佐久市の子どもに限定している文章でも良いかと思いますが、佐久市が佐久市民の子どものみならず、「全ての子ども」に向けた権利条例であることから、誤解のないよう「このまちで暮らす」「佐久市の」は省くか、または「訪れる子どもたち」を追加するのはいかがでしょうか？ ===参考文 岐阜県（笠松町子どもの権利に関する条例）より=== 自分の権利に気づき大切にすることのできる子どもたちは、同じようにかげがえのない存在である周りの人々を大切にすることができるでしょう。そして、これから生まれてくる子どもたちにも、自分が受けた愛情を同じようにそそぐことができるでしょう。</p> <p>一人ひとりが持つ権利を大切にし、お互いがお互いを認め合い尊重する、それが子どもも大人もみんなが幸せに暮らせる笠松町の未来につながることを願って、この条例を制定します。</p>	
<p>5 第1条</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、児童の権利条約や、その精神にのっとりこども基本法(令和4年法律第77号)の考えに基づき、子どもが安心して豊かに生活し、学び、育つことができるまちの実現に寄与することを目的とする。 *まずは「生活」できることを強調していただきたいです。</p>	<p>今回、強調はしませんでしたでしたが、生活も含めた「こどもが安心して学び、育つことができるまちの実現に寄与することを目的」としています。</p>
<p>6 第2条</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)子ども 18歳未満の全ての者をいう。ただし、これらの者と等ひとしく</p>	<p>(1) 標準用字用例辞典より「ひとしく」としています。 (2) よりわかりやすい表現として「育てる」を採用しています。</p>

	<p>権利を認めることが適当である者を含む。</p> <p>(2)保護者 親や里親など親に代わって子どもを養育す育てる者をいう。</p>	
7 第2条 定義 (保護者)	<p>細部に渡りとても大切なことを纏めてくださりありがとうございます。 大変な作業だったことと思います。 佐久市の未来ある子ども達のために本当にありがとうございます。 一点気になったことのみお伝えさせていただきたく意見を送らせていただきます。 既にきつとご存知で話題にのぼっていたのかとは思いますが、一ページ目から頻繁に出てくる『保護者』という言葉には、子どもを育てる立場という言葉だけではなく、物事の判断能力が不十分とされる高齢者・障がい者などを補佐したり代理したりする人である成年後見人も含まれるかと思えます。 実は個人的に他の機会で考えるきっかけがあり今回の条例案を拝見しまして気になった次第です。他の言葉で置き換える必要はあるのか分かりませんが話題にしてくださると嬉しいです。</p>	<p>ご指摘いただいたように、厳密に言えば「保護者」よりも「養育者」が適切かもしれませんが、この条例上では保護者を「子どもを育てる者」と定義しています。</p>
8 第3条	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進めなければならない。</p> <p>(1)子どもを権利の主体として尊重すること。</p> <p>(2)子どもにとって最善であることを第一に考えることの利益を考慮すること。</p> <p>(3)子どもの成長・発達に配慮すること。</p>	<p>すべての人にわかりやすい表現として、「最善であることを第一に考えること」を採用しています。</p>
9 第4条	<p>(子どもの持つ権利の保障)</p> <p>第4条 子どもは、児童の権利条約の考えに基づき、*生まれたときから権利を持つ人として、大切に守られなければならない。 *児童の権利に関する条約には赤字のようなことは具体的には書かれてい</p>	<p>こどもが「生まれながらに」権利を持っていることを強調し、明確にするために佐久市の条例では「こどもの持つ権利」と表記しています。</p>

	<p>ません。どちらかという「国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し（政府訳：前文より抜粋）」と書かれており、基本的人権に加えて、特別な権利を享有できることが書かれています。ゆえに、この文章は正確さと曖昧さを含むため文章の修正を希望します。</p>	
<p>10 第4条 第2項</p>	<p>2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に安心して健やかに成長していくために次に掲げる権利を尊重し保障するものとする。</p> <p>(1)生きる権利 子どもは、自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和及びいかなる時も命の安全が確保される中で、あらゆる形態の差別 及び不利益を受けることなく医療、教育、生活への支援が保障され、健康的に安心して生きること暮らし、自分らしく成長ができること。</p> <p>(2)育つ権利 子どもは、自身が、自分の考えや個性、他者との違いを認められてありのままの自分であることができる。また、自分の安心できる場所で学び、遊び、休むなどのみ、自分に関することを主体的に決めることができ、自分らしく成長し、心豊かに育つことができること。</p> <p>(3)守られる権利 子どもは、自身が、自分若しくは家族の国籍、性別、出身、障がい又は家庭の状況等を理由としたあらゆる差別 及び不利益を受けることなく、虐待、いじめや暴力等、そのほかあらゆる権利を侵害される状況から逃れ、守られる。を受けずに、安心して生きていけること。また、困ったときや辛いときには、相談しやすい環境の中で相談できる機会が与えられること。個人の秘密が守られる。</p> <p>(4)参加する権利 子どもは、自身が、自分に関わることについて、自分の意見を述べやすい環境の中で自由に思いや意見を表すことができ、それを自分の思いや意見を受け止めてもらえること。また、年齢、心及び体の発</p>	<p>4条ではこどもたちの視点に立って、「こども自身が」という書き方をしています。</p> <p>ご指摘いただいた内容は、条例中に含まれているものですので、現在の（案）のままとさせていただきました。</p>

	<p>達に応じて社会に参加したり、意見の反映や考慮がされるしっかりと考え てもらえること。</p> <p>3 子どもは、自分の権利が尊重にされるのと同じように、自分以外の権利を尊重するものとする。</p>	
1 1 第4条	<p>意見ではないですが4条の3の文が変ではありませんか？「子どもは、自分の権利が尊重にされるのと」の部分です。</p>	「こどもは、自分の権利が尊重されるのと」に修正しました。
1 2 第5条	<p>(保護者の役割)</p> <p>第5条 保護者は、子育てについては第一義的に責任があり、子どもが安心して自分らしく健やかに育つよう、保護者は適宜、市に相談その他の支援を求めることができ、子どもの権利が守られるように努めるものとする。</p>	支援を求めることができるのは、保護者の「役割」とは言えないことから、「市の役割」に「安心してこどもが成長できるようこどもや保護者に必要な支援を行うよう努めるものとする」としています。
1 3 第6条	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、地域全体で子どもを見守り、子どもの健やかな育ちのために協力し合い、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、子どもが地域社会の取組に参加できるよう、子ども自身が理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝え、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。</p>	ご指摘いただきましたように「こども自身が理解を深め」と変更しました。
1 4 第6条 その他	<p>*事業者に向けた項目の追記を希望します。</p> <p>===参考：奈良市 子どもにやさしいまちづくり条例より===</p> <p>第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。</p>	市民の役割に包含されていると考えています。

<p>15 第7条</p>	<p>(育ち学ぶ施設の関係者の役割)</p> <p>第7条 施設関係者は、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>心や体を傷つける虐待、いじめ、体罰などの防止、早期発見、解決に向けた取組を行うこと。子どもが信頼できる居場所となること。</p>	<p>条例解説の「守られる権利」のなかに具体的にお示ししています。</p>
<p>16 第8条</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、子どもの意見を尊重し、子どもが地域社会に参加できるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 市は、子どもに関する取組について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。</p> <p>4 市は、安心して子どもが成長できるよう子どもや保護者に必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 市は、子どもの権利について、子ども自身や市民に周知し、各方面への市民の理解を深めるよう努めるものとする。</p>	<p>「市民」を幅広く定義していますので、(案)のまま「市民の理解」としています。</p>
<p>17 第8条</p>	<p>8条に自分の意見を持つとありますがしっかりした学びがなければ子どもは自信をもって意見が言えません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。我々も学びは大切だと考えています。</p>
<p>18 今後</p>	<p>*先進的な取り組みに感謝いたします。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 子どもを権利の主体として尊重すること。</p> <p>(2) 子どもにとって最善であることを第一に考えること。</p> <p>(3) 子どもの成長・発達に配慮すること。</p> <p>(子どもの持つ権利)</p>	<p>条例は理念条例として、具体的な実践内容までは明記しませんでした。こどもの権利が守られるには、こどもの権利が広く周知される必要があると考えます。第10条 議会の責務にもありますように、議会は市をはじめ関係機関と連携の下に、周知に取り組むとともに、条例制定後は、議会から条例を踏まえた行政への提言等をしていきますので、提言のなかで、もう少し踏み込んだ記載をしていきたいと考えています。</p>

	<p>第4条</p> <p>→上記の基本理念は素晴らしいが、この基本理念と子どもの持つ権利を、</p> <p>①どのように具体的に実践していくのか</p> <p>②どのような場でそれを実践していくのか</p> <p>その点についてももう少し踏み込んだ記載が必要であると感じました。</p> <p>又特に、「人権意識」を学んできていない、人権侵害が当たり前の社会や学校で育ってきた我々大人の意識改革が一番厄介な問題だと思われます。そのため、学校関係者（教師やスタッフ）や保護者向けの、権利条約の理念理解に向けた研修や講習・勉強会等を、導入時に大々的に行うと同時に、毎年継続して実施することで、人権意識を改めて学びなおし、それに基づく権利条約を担っていく自分が担い手なのだ、という意識を醸成していく必要を感じます。</p> <p>そのため、学校*関係*者への教育啓蒙の方法や頻度、等ある程度内容を明記しておくことで、形骸化を避けられると思います。</p>	
<p>19 その他</p>	<p>以下は、2000年に制定された、川崎市子どもの権利条約を参考にして以下コメントさせていただきます。</p> <p>川崎市：川崎市子どもの権利に関する条例について (city.kawasaki.jp) <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html></p> <p>引用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章 人間としての大切な子どもの権利 <p>第11条に記載されているありのままの自分でいる権利（6）安心できる場所で自分を休ませ及び余暇を持つこと</p> <p>→「安心できる場所」の明記が、2年後の川崎市ゆめパークの設立につながっており、多くの子どもたちにとって自分らしくいられる場所になっています。学校と家庭以外の安心できる居場所が地域にあることで、多くの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎の第11条でうたわれている（6）安心できる場所で自分を休ませ及び余暇を持つことは、佐久市の条例第4条こどもの持つ権利（2）と同じ趣旨かと思われます。 ・こども会議や人権オンブズパーソンの設置については、今後の具体的な提言の中に盛り込むかどうか、まずは議会として調査、研究していきます。

子どもたちの人権が保証され、自己決定権/*選択の幅が広がります。そしてその居場所は、こどもの権利保障のためにも不可欠であり、公共サービスとして、必須であると感じます。居場所があることで、子供が安心して過ごすことができ、それにより保護者の精神的ストレスも軽減され、地域に開かれた場で子どもたちが育つことで、地域と子どもたちをつなぎなおすことにも繋がると思います。権利条約を実効的なものとするためにも、今すぐに現実化はできないとしても、家庭と学校以外の第三のこどもの居場所の必要性についての明記及び数年内の居場所の設置が不可欠と思われます。それは必ずしも新築である必要ではなく、既存の施設活用や、廃校等の利用も視野に入れてよいと思われます。

・第4章子どもの参加

→子ども会議等を通じた子どもの参加の促進が明記されています。平時から子どもの声を聴くことに加え、特に声を聴く場としての「こども会議等」の設置は有効だと思われ、子どもにとっても自分の意見表明の場が確保されることで考えること、発信することへのモチベーションにつながると思われます。ぜひ検討をお願いしたいです。

・第5章相談及び救済

→「人権オンブズパーソン」の設置を第三者機関として権利の侵害が起こった時の相談/救済窓口を設けています。佐久市でも同様の機能を設定する必要性があると思います。そのため中心となって動くことのできる人材の確保育成が急務と思われます。又は既存の組織との連携で機能を持たせることも可能かと思えます。

川崎市が策定しているパンフレットがあります。それぞれ、こども（小学生向け・中学/高校生）向け、保護者向け、地域の方々向けといった各関係者への権利条約の理念浸透や具体的な内容のイメージを伝えられるような内容です。

	<p>すでに検討されていると思いますが、佐久市でもやはり制定の事実とそれが具体的に教育現場や家庭などでどういった意味を持つのかという周知や啓蒙のための、各者向けのわかりやすい資料（Q&A 含む）が必要と思われます。</p>	
20 今後	<p>子どもの人権が中心となった素晴らしい条例案だと感じました。内容は網羅的で良いと思います。</p> <p>意見ではなく今後の要望ですが、条例を作ることに「実践」が繋がらなければ、全く意味がありませんので、家庭・地域・施設の現場で、どのように周知・実践・浸透させるか、具体的な行動計画をセットで市民にお示しいただきたいと思います。</p>	<p>今後の議会から条例を踏まえた行政への提言等をしていく中で、周知・実践・浸透に繋がる具体的な提言ができるように、議会としても調査研究を進めます。</p>
21 今後	<p>子どもの権利条例について子どもにアンケートを取ったようですね。35%の子どもしか条例のことを知っていなかった結果のようでした。私としたり35%もの子どもが知っていて思ったより多いと思いました。</p> <p>考えていたより多いと思いました。1994年に日本が「子どもの権利条約」を世界で158番目に批准しました。その時、私は地元の中学校に勤務していました。職場で子どもの権利条約の学習もしましたがそれだけで終わりました。大人の気持ちの中には「子どもに言いたいことを言わせればろくなことがない」という考えがあります。特に日本にはその考えが強いと思います。</p> <p>佐久市がこの条例をどのように扱っていくのか興味がありますが、箱モノだけでできて「観」が育っていなければ形だけで終わってしまうと思います。なぜなら子どもの権利条約だって批准してから30年余りたっても「何が変わったの？」と思わされます。</p>	<p>ご意見賜りました。今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>2 2 今後</p>	<p>松本ではやはり子どもの権利条例が 2013 年に施行されました。松本の仲間に聞いたら松本市では毎年4月に学校長が条例を中学校の全生徒に話して聞かせると聞きました。(小学校は分かりません)</p> <p>ですから少なくともそのような条例があるんだくらいの認識は持っていると思います。佐久市の子どもの権利条例が施行されたのちほどの様に子どもに認識させていく考えがあるのか知りたいところです。</p>	<p>ご意見賜りました。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>2 3 その他</p>	<p>私は小中学校の養護教諭をして退職後も仲間とキャラバン隊を組んで要請のあった学校(小中高校)で性教育の授業を行っています。在職中も性教育には力を入れていました。なぜなら性教育は子どもに「科学・人権・自立・共生」の力をつけるからです。条例の中にも「自分らしく」という言葉が何回か使われていますね。多様性のことが社会問題にもなっている今だからこそなお学校において性教育が他の教科と同じように学べる機会を子どもに提供してもらいたいと思います。性教育という言葉ではなく「性に関する指導」となっており体系的なカリキュラムを作らなくても良い位置になっています。ここでも松本市を引き合いに出しますが、松本市は令和4年度が臥雲市長の考えで全小中学校に多様性講座の授業を実施しました(まだ4年度が終わったわけではないですが)佐久市もそのような思い切った取り組みをして信頼できる大人像を子どもに見せてあげたいです。</p>	<p>ご意見賜りました。今後の参考とさせていただきます。</p>